

令和2年度 第1回鳥取県地域自立支援協議会  
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 次第

日 時 令和2年7月1日(水)  
午後2時から午後4時まで  
場 所 県庁第15会議室(会場)  
Cisco Webex Meetingによる  
オンライン会議

1 あいさつ

2 報告事項

- (1) 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会の進め方

※資料1

- (2) 短期入所で福祉型と医療型の両事業所を利用する場合の支給決定の運用

※資料2

- (3) 令和2年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修

※資料3

- (4) 圏域ごとの現状報告

※資料4

3 議事

- (1) 各県立療育機関の状況説明と県の方針

※資料5

- (2) 医療的ケア児等の情報把握

※資料6

- (3) 新型コロナウイルス対応

※資料7

- (4) その他

※資料8

R2鳥取県地域自立支援協議会【医療的ケアを要する障がい児者支援体制専門部会】(第1回)名簿

【委員】

	氏名	所属・職	備考	参加方法
1	光岡 芳晶	鳥取県相談支援専門員協会 代表理事		Web
2	西田 法孝	医療法人社団西田内科 院長		欠席
3	中井 恭子	就労継続支援A型事業所フレンズ 管理者		会場
4	水本 佳代子	NPO法人ぴのきお 理事		Web
5	浦島 悅子	鳥取市社会福祉協議会鳥取市基幹相談支援センター 相談支援専門員		会場
6	山根 貴之	相談支援センターPIECE 相談員		会場
7	大田 信一	鳥取市障がい福祉課 係長	異動に伴う変更	欠席
8	黒田 昌典	倉吉市福祉課 係長	異動に伴う変更	会場
9	米田 克宏	米子市障がい者支援課 担当課長補佐		Web

【オブザーバー】

	氏名	所属・職	備考	備考
1	玉崎 章子	医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック 院長		Web
2	汐田 まどか	鳥取県立総合療育センター 院長	参加者変更	Web
3	有馬 理香	特定非営利活動法人ぴのきお 理事		Web
4	藤原 美江子	特定非営利活動法人このゆびと一まれ 理事長		会場
5	谷川 英里	鳥取県立中部療育園 理学療法主任		会場
6	坂本 万理	公益社団法人鳥取県看護協会 ナーシングディこすもす 室長		会場
7	安本 理恵	鳥取県立鳥取養護学校 教頭		欠席
8	後藤 幸子	鳥取県立皆生養護学校 PTA会長	新規	Web
9	井関 幹子	鳥取県立鳥取療育園 係長		会場

【事務局】

	氏名	所属・職	備考	参加方法
1	谷口 康彦	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 課長		
2	山本 伸一	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長		
3	内藤 佐弥子	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 係長		
4	西川 昌志	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 係長	担当者変更	
5	東口 順央	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 主事		
6	中森 黎	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 主事		

令和2年度第1回鳥取県地域自立支援協議会  
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会の開催に際して

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、この度は Web 会議システム(Cisco Webex)を用います。会議を進行していくに際して以下の点にご注意をお願いします。

○発言者以外はマイクをミュート(消音)にしてください。

マイクがオンになったまま放置をすると、紙をめくる音や周囲の雑音をマイクが拾ってしまうため会議全体の音声が非常に聞き取りづらくなってしまいます。そのため、発言をされないときは必ずミュートにしてください。

(※画面上のマイクアイコンをクリックし、アイコンが赤くなればミュート状態です。再度クリックすれば解除されます。)

○氏名を名乗ってから発言をするようにしてください。

今回は参加者全員が同一会場ではないため、発言をされる際にはまずご自身の氏名を名乗ってから発言をするようお願いします。

○会場(県庁)参加者の方は、聞き取りやすい声で発言をするようにしてください。

席とマイクとの距離が少し離れているので、発言をされる際には、Web 会議参加者が聞き取りやすい声で発言をするようにしてください。

何かありましたら 080-6347-4143(当日のみ使用可能)までご連絡をお願いします。

Web 会議システムを用いての部会は初めての試みとなります。何卒ご協力の程よろしくお願いします。

## 鳥取県地域自立支援協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### (協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要があると認める場合は、専門部会を設置することができる。

### (委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、座長（座長が定まる前にあっては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、座長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であって、専門性を要する事項に関して意見を述べることができる者を、オブザーバーとして招聘することができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

### 附 則

この要綱は、平成25年10月11日から適用する。

この要綱は、平成29年11月20日から適用する。

この要綱は、平成30年4月11日から適用する。

## 資料 1

### 鳥取県地域自立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会の進め方

(※過去の部会、アンケートより)

#### 【医ケア部会のミッション】

- 県全体においてインクルーシブな地域生活をおくるために必要な基本的環境整備のあり方の協議
- 県全体の実情と課題の把握 ※前提に、実態調査（市町村、県）
- 県全域で検討すべき課題、社会資源の改善について協議
- 圏域課題への助言

#### 【課題解決に向けた三層協議体】

	協議の場	協議内容	例 ※過去の部会、アンケートより
第1層	市町村単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な困り、不満、不安</li><li>・対象者の把握</li><li>・ニーズの把握</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・実態調査への協力</li><li>・事業所の受け入れ状況の把握、課題整理</li><li>・困り、不満、不安の背景の把握</li></ul>
第2層	圏域単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・第1層の課題の持ち寄り</li><li>・地域ルールの整理、調整</li><li>・事業所間の役割分担調整</li><li>・意見交換の場の設定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・各事業所の対応（児発、放デイ、生活介護等）への助言</li><li>・事業所間の連携のしくみづくり</li><li>・基幹相談支援センター・ヘルパー事業所と医療型短期入所事業所の話し合いの場の設定</li><li>・事業所間の役割分担（呼吸器対応は…）</li></ul>
第3層	県単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域課題の検討</li><li>・県全体での資源開拓</li><li>・人材育成</li><li>・情報の周知</li><li>・県全体の効果検証、方向性の確認</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療的ケア児等コーディネーターの役割、位置づけ、活動状況、困難事例の共有と周知。フォローアップ、連携のしくみづくり</li><li>・短期入所（拡充、長期利用）の検討</li><li>・県ショートへの看護師、ヘルパーの意見聴取</li><li>・西部超重症心身障がい者の支援（第2層での対応困難）</li></ul>

#### 【第2層 各圏域の状況把握】(現時点の特徴) … ※各圏域からの報告により把握

- <東部>円滑なサービスの活用、事業所間の連携、
- <中部>安定して利用できる短期入所、
- <西部>超重症心身障がい者の暮らしの場、

#### 【関連する検討の場】

- ※医ケア部会での検討が難しい内容は、別の場の活用も。医ケア部会の意見を報告し、協議の中に加えてもらう。
- ・教育系…鳥取県教育審議会学校教育分科会特別支援教育部会  
例：学校での受け入れ体制の検討
- ・医療系…重症心身障がい児者関係医療機関会議（全県）、重症心身障害児者医療機関関係会議（東）  
例：成人移行期の受診先
- ・福祉全般系…県地域自立支援協議会人材育成部会  
例：福祉人材の不足

## 資料2

### 短期入所で福祉型と医療型の両事業所を利用する場合の支給決定の運用について

令和2年7月1日  
障がい福祉課

○自立支援協議会の医ケア部会での意見「短期入所で福祉型と医療型の両事業所を利用する場合、各市町村で支給決定の運用が異なる点に関して、県から何らかの統一運用を示すべき」について、県内部で検討を実施。

○今後は、県が各市町村と調整後、福祉型と医療型の両事業所を利用する者に支給決定する場合、医療型で支給決定(受給者証で福祉型のサービスも利用可能とする)する運用で統一する旨の通知を各市町村及び短期入所サービス事業者に対して発出予定。

#### <今後のスケジュール案>

~7月末:各市町村への趣旨説明等(県)

8月以降:各市町村及び短期入所サービス事業者へ通知発出(県)

※現行運用から変更になる市町村においては順次切り替え

#### 【参考情報】

##### 1 各市町村の支給決定状況について(R2.3月県調べ)

福祉型と医療型を支給決定:10市町、 医療型のみを支給決定:8市町

市町村名		医療型と福祉型を発行	医療型のみを発行
東部	鳥取市		(○)
	岩美町		(○)
	若桜町	(○)	
	智頭町		(○)
	八頭町	○	
中部	倉吉市	○	
	三朝町	○	
	湯梨浜町	○	
	琴浦町	○	
	北栄町	(○)	
西部	米子市		○
	境港市		○
	日吉津村		
	大山町	○	
	南部町		○
	伯耆町		○
	日南町		(○)
	日野町	(○)	
江府町		(○)	
合計		10	8

※上記数字の(○)は、実例ではなく想定での回答。日吉津村は未想定との回答。

##### 2 福祉型と医療型について

###### ■福祉型(障害者支援施設等において実施)

- (1) 障害支援区分が区分1以上である方
- (2) 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童

###### ■医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施)

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する者及び重症心身障害児・者 等

## 医療的ケア児等コーディネーター養成研修【参考資料】

R2.07.01

ささえあい福祉局子ども発達支援課

## ■カリキュラム（国指針）

科目名	時間数	内容
1 総論	1時間	①医療的ケア児等の地域生活を支えるために ②医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
2 医療	3時間	①障害のある子どもの成長と発達の特徴 ②疾患の特徴 ③生理 ④日常生活における支援 ⑤救急時の対応 ⑥訪問看護の仕組み
3 本人・家族の思いの理解	2時間	①本人・家族の思い ②意思決定支援 ③ニーズアセスメント ④ニーズ把握事例
4 福祉	3時間	①支援の基本的枠組み ②福祉の制度 ③遊び・保育 ④家族支援 ⑤虐待
5 ライフステージにおける支援	2時間	①各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ②NICUからの在宅移行支援 ③児童期における支援 ④学齢期における支援 ⑤成人期における支援 ⑥医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援
6 支援体制整備	1時間	①支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる ②支援体制整備事例 ③医療、福祉、教育の連携 ④地域の資源開拓・創出の方法
7 計画作成のポイント	2時間	演習に向けた計画作成のポイント
8 演習(計画作成)	7時間	事例をもとにした計画作成の演習
9 演習(事例検討)	7時間	事例をもとに、意見交換(グループディスカッション)・スーパーバイザーによる計画作成の指導

資料 3 -①

■医療的ケア児等コーディネーターの修了者数、職種及び圏域の内訳

(1) 修了者数 59名 (H30:37名、R1:22名)

(2) 職種及び圏域の内訳

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	12	5	12	29
看護師	8	2	4	14
保健師	2	3	4	9
保育士	1	0	0	1
作業療法士	0	1	0	1
理学療法士	1	0	0	1
社会福祉士	1	1	0	2
サービス管理責任者	0	0	1	1
児発管	0	0	1	1
圏域合計	25	12	22	59
市町村内訳	鳥取市 21名 八頭町 2名 岩美町 1名 若桜町 1名	倉吉市 9名 湯梨浜町 2名 琴浦町 1名	米子市 17名 境港市 2名 日吉津村 1名 大山町 1名 江府町 1名	

## 鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧

圏域	市町村	機関種別	機関名
東部	鳥取市	相談支援事業所	地域生活支援センターみんなの家
			相談支援センタースマーハウス
			障がい者支援センターそよかぜ
			障害者支援センターしらはま
		医療機関	鳥取県立中央病院患者支援センター
			鳥取県看護協会訪問看護ステーション
			訪問看護ステーションつむぎ
			訪問看護ステーションおざき
			訪問看護ステーションえん
		療育機関	鳥取県立鳥取療育園
		その他	共に暮らす共に生きるおしどりの家
	岩美町	市町村	岩美町住民生活課
	若桜町	市町村	若桜町保健センター
	八頭町	相談支援事業所	相談支援センターPIECE(ピース)
中部	倉吉市	相談支援事業所	障害者支援センターくらよし
			倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい
		療育機関	県立中部療育園
		教育機関	県立倉吉養護学校
	湯梨浜町	相談支援事業所	相談支援センターサポートりんくす
		市町村	湯梨浜町子育て支援課
	琴浦町	市町村	琴浦町福祉あんしん課
西部	米子市	相談支援事業所	子ども相談支援センターカモミール
			社会福祉法人博愛会相談支援事業所りんく
			社会福祉法人地域でくらす会障害者生活支援センターまちくら
			障害者生活支援センターすてっぷ
		医療機関	鳥取大学医学部附属病院医療福祉支援センター
			鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター
		療育機関	鳥取県立総合療育センター地域療育連携支援室
		教育機関	県立皆生養護学校
	市町村	米子市	米子市健康対策課
		米子市	米子市こども相談課
	その他	多機能型事業所	ぴのきお
	境港市	相談支援事業所	障害者支援センターさかいみなど
		市町村	境港市健康推進課
	大山町	相談支援事業所	障害者生活支援事業所はまなす
	江府町	相談支援事業所	社会福祉法人尚仁福祉会 相談支援事業所 江美の郷

※平成30年度分については、公表に承諾いただいた機関のみ掲載している。

※令和元年度分については、全機関掲載している。

## 資料4-①

### 鳥取市の現状報告

(R1年度 鳥取市地域自立支援協議会医療的ケア児等支援ワーキング協議内容)

令和2年7月1日

鳥取市障がい福祉課

#### ○医療型短期入所の利用について

- ・保護者はレスパイト目的の利用ではなく、緊急時やきょうだいの学校行事時等での利用希望が多いので、1か月前の予約では利用し難い。
- ・日中利用が可能になれば利用も増えるのでは。
- ・ヘルパー事業所の意見「対応できるヘルパーが固定化されてしまい、他の訪問の受入れに影響が出るため資格があっても受けづらい現状。」

#### ○医療的ケア児等の保育園の入園について

- ・西部の保育園では、医療的ケア児に対して訪問看護が入るという対応をしている。鳥取市も検討してほしい(こども家庭課にて検討中)。
- ・保育園における看護師の配置があつても、未経験のケアに対応できないケースもあるので、看護師の研修等も検討している。

#### ○医療的ケア児等コーディネーターの役割について

- ・創設されて間もないこともあり、まだまだ周知が図れていない現状であることから部会内の研修を実施。
- ・医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験の蓄積、他職種との連携が必要。
- ・医療的ケア児のコーディネーターとしては、子育て支援の役割も大きい。

令和2年度第1回鳥取県自立支援協議会医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会  
東部四町障がい者地域生活支援協議会とりまとめ資料

令和元年東部四町事務局会時に今後の協議会運営について参考とするためのアンケート実施について検討され、12月定例会案内時に同封した。

アンケート内容としては、①業務・活動中に障がい者と接していて困ったこと、悩み、苦労について、②普段の業務・活動上で疑問に感じていることなどで質問してみたいこと、③協議会の運営、協議事項、部会等についてのご意見の3項目で実施。

その中に医療的ケア児の学校送迎について各町での対応（中心的な担当課や予算のこと等）を知りたいという意見があった。

これを受けて、3月の定例会で各町より報告する予定であったが、当該定例会は新型コロナウィルス感染予防の観点から中止。年度をまたぎ6月の定例会案内文章郵送時に書面回答を同封。

回答内容については以下のとおり

・岩美町福祉課

岩美町独自に制度は設けていない。今後は状況を見ながら鳥取県の支援制度の周知をはじめ、対応を検討していきたい。

・八頭町福祉課

当面は保護者の送迎となっているが、通学日を徐々に増やす予定があり、町教育委員会が中心となり、福祉課等関係機関と連携し検討中。現時点で町が所有する車両の確保はできそうだが、運転手や添乗看護師の確保および容体急変時の対応など解決しなければならない問題がある。

通学支援とは異なる課題として、災害時等にも対応できるよう人工呼吸器等を使用しておられる障がい児者に対し、「人工呼吸器用自家発電機」を日常生活用具の補助対象種目として追加した（令和2年4月より）。

・若桜町福祉課

これまで該当者がなく具体的な検討がなされていないが、保健センター、教育委員会事務局と連携しつつ、町民福祉課が主となって対応していく。

・智頭町福祉課

医療的ケアを要する児童として該当者はいないものの、県事業の「市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援事業」を活用している。地域生活支援事業として新たに車両移送型移動支援事業を作り、町内福祉有償運送事業者へ委託して学校送迎を実施しているところ。医療的ケアを要する児童の通学支援については、今後の検討課題。

## 中部圏域 医療的ケアを要する障がい児者支援について

令和2年7月1日  
倉吉市福祉課

### 1. 中部圏域医療的ケアを要する障がい児者支援会議について

中部圏域における現状把握と課題の整理を行うため、これまで計3回開催。

#### ○H30年度第1回中部圏域医ケア支援会議 (H31.1.24)

##### <主な協議内容等>

- ・中部圏域における現状把握と課題
- ・支援会議の委員の選定

#### ○R1年度第1回中部圏域医ケア支援会議 (R1.5.29)

##### <主な協議内容等>

- ・支援会議の委員の選定
- ・支援会議の進め方

#### ○R1年度第2回中部圏域医ケア支援会議 (R1.7.1)

##### <主な協議内容等>

- ・当事者、当事者家族が感じる現状と課題の確認

##### 【現状と課題】

- ・中部圏域でのショートステイの受入先などの情報がない。
- ・サービスの拡充（外出先での訪問看護、特食配達、児から者へのスムーズな意向、家事代行など）
- ・ショートステイ泊の場合、東西部しか医療機関がなく移動が負担。
- ・サービス提供事業所の人員不足、スキル向上など、受入側の体制。
- ・当事者、家族、相談員等の情報共有の場がない。

##### 【その他意見】

- ・医ケア児者との関わる機会の提供や啓発活動など、広く一般に周知してほしい。

### 2. 今後の進め方について

支援会議の進め方について以下の通り。現在、①現状の聴取まで実施しており、今後、②課題整理するとともに、必要な情報収集を行う。

#### ○支援会議の流れ

- ①当事者、当事者家族へ現状を聴取
- ②課題整理
- ③課題に対する解決策を検討
- ④解決策の実施方法を検討

鳥取県地域自立支援協議会  
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会

西部圏域における現状報告

令和 2 年 7 月 1 日  
米子市障がい者支援課

1 圏域における検討状況

(1) 医療的ケア児・者に係る協議の場の設置について

西部圏域には、令和元年度当初時点で協議の場を設置している市町村はなかった。そこで、令和元年 12 月 25 日に開催された西部障害者自立支援協議会 運営委員会において、各市町村の障害児福祉計画で設置することとしている「医療的ケア児に係る協議の場」を、西部自立支援協議会の課題別部会として設置することを提案し、了承された。

協議の場の対象は「児・者」とし、体制の構築に向けて市町村、関係機関と協議することとしていたが、現時点では構築に至っていない。

(2) 今後の方針

医療的ケア児・者に係る支援体制の早期体制整備及び各市町村計画に定める令和 2 年度中での設置のためにも、早急に体制の構築に向けて協議を行う予定

2 参考（米子市における状況）

○医療的ケア児の把握方法

- ・出生時に医療機関からの情報提供により把握しているケースが大半。
- ・後天的な場合の把握に課題がある。
- ・市外からの転入の場合は前住所地の自治体からの情報提供もある。

○フォローについて

- ・担当保健師が定期的に連絡、訪問を行い状況を把握。

○庁内での情報連携など

- ・医療的ケア児に関する事務は、子ども相談課が担当。
- ・医療的ケアが必要な児・者について、出産から保育所等の入所、就学、就労、社会参加までの情報を庁内関係課で共有していくことが必要。
- ・ライフィベントにおける支援体制の整備について、関係機関が連携して取り組む必要がある。

例：地域の学校への就学における学校の受入体制整備など

## ショートステイの対応方針及び今後の方向性について

所属名：鳥取療育園

### 1 施設の概要等

#### (1) 位置付け

児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センター、医療法に基づく診療所

#### (2) 主なサービス等

##### ○医療型児童発達支援（主に未就学児）【通称：きらり】

肢体不自由や運動発達に遅れのある未就学児への療育及び保護者への育児支援。

利用実人数 14 人、延べ 1,033 人 (R1 実績)

##### ○児童発達支援（未就学児）【通称：エルマー】

自閉症スペクトラム障がい等発達障害のある未就学児への療育及び保護者への育児支援。

利用実人数 14 人、延べ 427 人 (R1 実績)

### 2 ショートステイの対応方針

- ①現在鳥取療育園においては、通園事業、外来診療及び地域療育支援事業が主なサービスとなっており、ショートステイは行っていない。（施設設備及び人員体制の面からも受入は困難。）
- ②東部圏域においては、既に鳥取医療センターや県立中央病院等が事業実施している状況であり、現在のところ、新たに鳥取療育園が医療型ショートステイを実施することは想定していない。

#### <東部圏域での医ケア児者のショートステイ受入が可能な事業所>

鳥取医療センター、県立中央病院、鳥取市立病院、障害者福祉センター友愛寮、鹿野かちみ園、NPO法人きなんせこども館（※実際に利用する際には事前相談が必要）

### 3 今後の方向性（主に医療的ケア児について）

#### （本人への支援）

- 在宅以外の活動の場の確保、心身の安定を図りながら穏やかに在宅生活を送りながら、遊びや生活を通じた発達促進となるように中央病院等と連携を図りながら必要な医療および療育を個別リハビリまたは小集団（通所事業）で提供している。

#### （家族への支援）

- 外来リハビリ、通所事業等を通じて、お子さんと一緒に活動していただきながら関わり方や遊び方を伝達したり、活用いただける福祉制度等の情報提供を実施。
- 子育ての手ごたえを感じ安心して地域生活を送っていただくことや保護者様同士のつながりをサポートする場の提供に重きを置いた支援を心掛けている。

#### （地域への支援）

- 東部圏域の小児を対象としている機関の医療職を中心とした「東部小児リハビリテーション研究会」を定期的に実施している。
- スキルアップを目的に小児療育に関する様々な内容のノウハウの伝達、情報共有等を行っている。

## ショートステイの対応方針及び今後の方向性について

所属名：中部療育園

## 1 施設の概要等

## (1) 位置付け

児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センター、医療法に基づく診療所

## (2) 主なサービス等

## ○医療型児童発達支援（主に未就学児）[通称：ぐんぐん]

肢体不自由や運動発達に遅れのある未就学児への療育及び保護者への育児支援。

契約者数 23 人、延べ 694 人、平均利用者数 3.4 人／日 (R1 実績)

## ○放課後等デイサービス（就学児）[通称：もこもこ塾]

障がいのある就学児に対し、授業の終了後等に生活能力向上のために必要な訓練を実施。

契約者数 6 人、延べ 44 人、平均利用者数 2.5 人／日 (R1 実績)

## 2 ショートステイの対応方針

- ①現在中部療育園においては、通園事業、外来診療及び地域療育支援事業が主なサービスとなつておらず、ショートステイは行っていない。（施設設備及び人員体制の面からも受入は困難。）
- ②中部圏域においては、既に三朝温泉病院や藤井政雄記念病院等が事業実施している状況であり、現在のところ、新たに中部療育園が医療型ショートステイを実施することは想定していない。

## &lt;中部圏域での医ケア児者のショートステイ受入が可能な事業所&gt;

三朝温泉病院、藤井政雄記念病院、ル・ソラリオン、共生ホームこころ、県立厚生病院

(※実際に利用する際には事前相談が必要)

## 3 今後の方向性（主に医療的ケア児について）

## (本人への支援)

- 外来診療・訓練や通園部門の利用による個別の発達促進や心身の機能訓練などの直接支援を行う。
- 適宜、家庭訪問や地域巡回などによる生活場面における全人的医療・療育の汎化を支援する。

## (家族への支援)

- 外来診療・訓練や通園部門の利用による個々の児（者）の心身の発達や機能に合わせた遊びや活動方法並びに生活介護方法の検討・実践などの育児支援を行う。また、家庭訪問による支援も適宜行う。
- 通園部門のお話会を通園利用者だけでなく地域に広報し、家庭で実践できる医療的ケアや発達促進訓練並びに育児方法の知識をご家族に提供する。
- 外来や通園の活動や心理カウンセリングを通じて親へのガイダンスを行う。

## (地域への支援)

- 外来部門や通園部門への来所や家庭・地域の事業所（ショートステイ受け入れ機関や生活介護事業所の福祉施設やこども園や特別支援学校などの教育機関など）への巡回により、生活の場での実際の支援方法を指導する。
- 医師や看護職、リハビリ専門職や福祉・教育機関の職員を対象したのショートステイ事業準備のための勉強会や職員研修会での講師や支援会議などへの出席による人材育成を図る。

## 医療的ケア児童に対する今後の方向性について

所属名：総合療育センター

## 1 施設の概要等

## (1) 位置付け

児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センター  
医療法に基づく病院

## (2) 主なサービス等 (R2. 6. 1 現在)

## ■入所サービス

医療型障害児入所施設として、治療や機能回復・維持・促進のための訓練、将来の自立生活に向けての生活指導支援を行う。また、在宅生活を支援するために短期入所や保険入院にも対応している。

入所児 15 人

短期入所（空床型） 利用登録者数 76 人 (R1 実績: 1 日当たり利用者数 6.5 人)

## ■通園サービス

## 医療型児童発達支援センター

就学前の運動障がいや発達に遅れのある方を対象とする親子通園サービス。

利用登録者数 8 人 (R1 実績: 1 日当たり利用者数 3.3 人)

## 生活介護事業所

重症の方を対象とする日中活動サービス。

利用登録者数 8 人 (R1 実績: 1 日当たり利用者数 2.4 人)

## 2 今後の方向性（主に医療的ケア児について）

## (本人への支援)

- 入所、評価・リハビリ入院等の積極的な受け入れ
- 居宅訪問型児童発達支援事業の活用
- 西部医師会在宅研究会や鳥取大学脳神経小児科、博愛こども発達・在宅支援クリニックとの協議によって、かかりつけ医や入院先の拡大

## (家族への支援)

- 医療型短期入所の受け入れ
- 短期入所利用者に対し、本年度創設した訪問型レスパイト支援モデル事業や医療型ショートステイ利用促進モデル事業の補助金制度の利用促進

## (地域への支援)

- 西部圏域に短期入所利用可能な事業所を増やす（事業開始時の支援等）
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修への協力
- 地域療育支援事業として訪問看護、訪問リハビリ、相談支援事業所等への支援

## 3 医療的ケア児に係る課題・提案等

## (ニーズ把握)

- 施策を進めていくための前提として、医療的ケア児・家族が困っていること等ニーズ把握は必要不可欠と考える。

## (防災対策)

- 災害時の避難場所、電力供給場所等の事前確認が重要であり、支援計画に県独自の様式を新たに追加する、情報提供体制を構築するなどの検討が必要。

## 医療的ケア児等の情報把握

R2. 07. 01

ささえあい福祉局子ども発達支援課

今年度は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき市町村及び都道府県が作成する障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下「計画」という。)の改定作業年度に当たります。

また、このたび、厚生労働省より、市町村及び都道府県が計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)の一部改正が告示され、その中において、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に関して、重症心身障がい児や医療的ケア児(以下「医療的ケア児等」という。)の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること等が示されたところです。

さらに、近年、全国各地で記録的豪雨や台風等による自然災害も多発しており、非常用電源の確保など災害時における医療的ケア児等への対応も課題となっています。

これらのことから、県としては、次期計画改定に当たって直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえるとともに、併せて市町村と協働して県内の医療的ケア児等の情報を把握することを検討しています。

### <参考>児童福祉法第33条の20第5項

市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するように努めるものとする。

資料 6-①

■【参考 1】他県での取組

	調査時期・対象	調査方法	調査内容	その他
千葉県	平成 30 年 7 月 - 平成 31 年 3 月  県内の重症心身 障害児者及び 医療的ケア児者	実名調査  アンケート調査  配付、回収、集 計は外部委託。	氏名、性別、生年月日、住所、 運動機能と知的発達の段階、手 帳の取得状況、かかりつけ医療 機関、利用している訪問看護ス テーションや福祉サービス事業 所、相談支援事業所、日中の主 な居場所、日常的に必要な医療 的ケア	令和元年台風 15 号による災害時 に、調査結果を基 に市町村が安否確 認や、避難入院先 を紹介した例があ る。
神奈川県	令和元年 6 月 - 令和元年 11 月  政令市を除く県 内市町村で在宅 生活をする 18 歳 未満の医療的ケ ア児とその保護 者	実名調査  配付、回収、集 計は県が実施。	氏名、性別、生年月日、住所、 連絡方法、手帳の取得状況、病 名、医ケア、状態、かかりつけの 医療機関、現在利用しているサ ービス、利用している学校	なし。

⇒両県とも、特別支援学校、県及び市町村教育委員会、医療機関、訪問看護ステーション、相談支援事業所、児童発達支援事業所、障害福祉サービス事業所等に調査を依頼。

■【参考 2】県内の取組

	人数把握方法	ニーズ把握方法	把握内容
智頭町	地域医療機関からの情報提 供、日常生活用具及び更生 医療支給時に把握。	相談窓口の行政職員から の情報等、専門職等から の情報等で把握。	氏名、居住地、障害、医療的ケ アの内容、介助者情報、医療サ ービス・障害児支援サービス・障 害福祉サービスの利用状況、利 用している学校(付添、移動手 段等)、相談先
琴浦町	地域医療機関からの情報提 供、新生児訪問事業による情 報提供、身体障害者手帳や 療育手帳の交付時に把握。	専門職員等からの情報等 で把握。	氏名、居住地、障害、医療的ケ アの内容、介助者情報、医療サ ービス・障害児支援サービス・障 害福祉サービスの利用状況、利 用している学校(付添、移動手 段等)、相談先、介助者の心配 事や支援ニーズ

⇒令和元年度厚生労働省障害者福祉推進事業『医療的ケア児者とその家族の実態調査』調査結果参  
照。

## 医療的ケア児者及び重症心身障がい児者 実態調査(案)

鳥取県及び（市町村名入力）では、医療的ケアが必要な児者及び重症心身障がい児者に関して、現状を把握し、県や市町村で今後必要な支援の検討の基礎資料とすることと、災害時等の避難及び支援の実効性を確保するために実名による実態調査を実施します。

併せて、福祉サービスの利用についても調査を実施します。

## 個人情報の提供に関する同意書 署名欄

鳥取県及び市町村が行う医療的ケア児者に必要な支援に係る検討のため、私は、このシートに記載する私の個人情報（お困りごとを含む）を、（市町村名入力）が保管し、災害等における連絡の際に使用することに同意します。

令和 年 月 日

本人の氏名 \_\_\_\_\_  
代諾者の氏名 \_\_\_\_\_

※ご記入いただいた内容は、医療的ケア児に必要な支援を検討するため、お住まいの市町村関係機関と情報共有いたします。併せて、鳥取県庁内の関係所属にも情報提供を行います。なお、収集した個人情報は本目的以外に利用することはありません。

## 【基本情報】

ふりがな	性別	男・女		
氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	年 月 日
住所	〒 一			
電話（自宅）	( )			
電話（携帯）	( )			
メールアドレス				
発症年齢/病名	歳 /			
緊急連絡先  ※住所と電話は上記と異なる場合に記載してください。	ふりがな	続柄		
	氏名			
	住所	〒 一		
電話	( )			

障害者手帳 ※該当するもの全てにレ点チェックを付けて、等級を記入してください。	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (等級： 級)		
	<input type="checkbox"/> 療育手帳 (等級： 級)		
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (等級： 級)		
	<input type="checkbox"/> なし		
小児慢性特定疾病の受給者証の有無	あり・なし		
日常的に必要とする医療的ケア ※該当するもの全てにレ点チェックを付けてください。	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器（気管切開を介する呼吸器） <input type="checkbox"/> 非侵襲型人工呼吸器（マスク式呼吸器） <input type="checkbox"/> 鼻口腔吸引 <input type="checkbox"/> 気管内吸引 <input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 <input type="checkbox"/> 血液透析 <input type="checkbox"/> 定期導尿 <input type="checkbox"/> 経管栄養（経鼻、胃瘻、腸瘻など）	<input type="checkbox"/> 気管切開 <input type="checkbox"/> 咽頭エアウェイ <input type="checkbox"/> 酸素吸入 <input type="checkbox"/> 口吸入・ネブライザー <input type="checkbox"/> 腹膜透析 <input type="checkbox"/> 膀胱瘻 <input type="checkbox"/> 人工肛門 <input type="checkbox"/> その他	
緊急時の電源の必要性	<input type="checkbox"/> 有 ( ) W・コンセント ( ) 口 / <input type="checkbox"/> 無		
ご本人の状態 右の各項目(1)-(7)のうち、あてはまるものを1つ、それぞれ○を付けてください。	姿勢	1. 寝たきり 3. つかまり立ちができる	2. 自分で座れる 4. 一人立ちできる
	移動	1. 寝返りができない 3. 這って移動できる 5. ひとり歩きができる	2. 寝返りができる 4. 伝い歩きができる 6. 走ることができる
	食事	1. 全介助	2. 一部介助 3. 自立
	排泄	1. 全介助	2. 一部介助 3. 自立
	入浴	1. 全介助	2. 一部介助 3. 自立
	言語理解	1. 言語理解不可 3. 日常の言語理解可 5. 簡単な文字・数字の理解可	2. 簡単な言語理解可 4. 簡単な色・数の理解可 6. 特に問題ない
	コミュニケーション	1. ほとんどできない 3. 手話・点字が必要 5. ひらがな表記が必要	2. 声や身振りで表現できる 4. 要約筆記が必要 6. 配慮は必要ない
<p>◆現在かかっている医療機関（病院・診療所）についてご記入ください（複数回答可）</p> <p>1. 主たる医療機関名 [ ]      2. 上記以外の医療機関① [ ]      3. 上記以外の医療機関② [ ]      4. その他（リハビリテーション/訪問看護等） [ ]</p> <p>◆相談事業所の利用についてご記入ください あり〔事業所名： 〕・なし</p> <p>◆現在利用中のサービスについて、○を付けてください（複数回答可）</p> <p>1. 居宅介護 2. 短期入所（福祉型） 3. 短期入所（医療型） 4. 生活介護 5. 施設入所・療養介護      6. 移動支援 7. 行動援護 8. 同行援護 9. 日中一時支援 10. 放課後等デイサービス      11. 児童発達支援 12. 訪問看護 13. 訪問診療 14. レスパイト入院 15. 相談支援      16. グループホーム 17. その他 [ ]</p>			
現在の生活拠点 ※該当するものにレ点チェックを付けてください。	<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 施設 [ ] <input type="checkbox"/> 病院 [ ]		
就学状況 ※就学中の方のみ。該当するものにレ点チェックを付けてください。	<input type="checkbox"/> 通常学級 <input type="checkbox"/> 特別支援学校 <input type="checkbox"/> 院内学級 <input type="checkbox"/> 特別支援学級 <input type="checkbox"/> 訪問教育		

資料6-②

■次のサービスのうち、「利用希望があるが利用できない・利用しにくい」サービスに○をつけて下さい。  
また、そのサービスごとに理由を選択し、該当する番号に○をつけて下さい。

サービス名	理由（複数回答可）
:在宅訪問医療(診療所)	1 2 3 4 5 6 その他( )
:入院可能な専門医療機関(病院)	1 2 3 4 5 6 その他( )
:成人期になっても入院可能な医療機関(病院)	1 2 3 4 5 6 その他( )
:歯科診療	1 2 3 4 5 6 その他( )
:訪問歯科	1 2 3 4 5 6 その他( )
:病院でのリハビリ	1 2 3 4 5 6 その他( )
:訪問看護	1 2 3 4 5 6 その他( )
:訪問リハビリ	1 2 3 4 5 6 その他( )
:訪問薬局	1 2 3 4 5 6 その他( )
:医療施設でのレスパイト入院	1 2 3 4 5 6 その他( )
:居宅介護(ヘルパー)	1 2 3 4 5 6 その他( )
:移動支援(ヘルパー)	1 2 3 4 5 6 その他( )
:訪問入浴	1 2 3 4 5 6 その他( )
:単独通園(預かり)療育施設(児童発達支援等)	1 2 3 4 5 6 その他( )
:親子通園療育施設(児童発達支援等)	1 2 3 4 5 6 その他( )
:保育所や幼稚園での障害児保育	1 2 3 4 5 6 その他( )
:放課後デイサービス	1 2 3 4 5 6 その他( )
:学校での医療的ケア対応	1 2 3 4 5 6 その他( )
:通学支援	1 2 3 4 5 6 その他( )
:学校卒業後の通所(生活介護・就労継続B等)	1 2 3 4 5 6 その他( )
:入所施設(医療型障害児入所施設・療養介護)	1 2 3 4 5 6 その他( )
:短期入所	1 2 3 4 5 6 その他( )
:グループホーム	1 2 3 4 5 6 その他( )
:計画相談・障害児相談支援(相談支援専門員)	1 2 3 4 5 6 その他( )
:福祉タクシー	1 2 3 4 5 6 その他( )

- [ 1 入院・入所中のため 2 本人が望まないため 3 施設等がない/定員に空きがないため  
 4 医療的ケアに対応していないため 5 子どもの体調・症状等により預けることが不安なため  
 6 希望するサービスの利用可能条件ではないため ]

## 資料 7

事務連絡  
令和2年5月18日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 障害福祉サービス事業所等及び医療的ケア児等のご家庭に対する 手指消毒用エタノールの優先供給に係る留意事項について（その2）

障害福祉サービス事業所等及び医療的ケア児等（在宅で生活している医療的なケアが必要な障害者や重症心身障害児者を含む。）のご家庭における手指消毒用エタノールの優先供給につきましては、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

手指消毒用エタノールの優先供給につきましては、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について（改定）」（令和2年4月15日付け厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）や「障害福祉サービス事業所等及び医療的ケア児等のご家庭に対する手指消毒用エタノールの優先供給に係る留意事項について（令和2年4月15日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等によりお示ししてきたところです。

6月以降の優先供給については、先般お知らせしたとおり、これまで実施してきた国からの事前の要請量調査は行わず、専用のウェブサイトから直接購入できる仕組みとなるよう検討しているところです。

現在も障害福祉サービス事業所等や医療的ケア児のご家庭のほか、重度訪問介護等を利用している在宅の障害者等から、市中での手指消毒用エタノールの入手が困難との声が寄せられていますので、都道府県におかれましては、管内市町村とも連携しながら、特に日常生活において手指消毒用エタノールの使用頻度が高い重度訪問介護等を利用している在宅の障害者等の需要等をよく把握し、当該優先供給スキームの活用をご検討くださいますようお願いします。

当該需要等の具体的な把握方法としては、必ずしも網羅的な調査を行う必要はなく、事務負担や迅速性を考慮した方法で行うことが考えられます。

その上で、例えば、

- ・ 障害福祉サービス等の支給決定情報から医療的なケアが必要な障害者等を抽出する方法
  - ・ 重度訪問介護事業所や相談支援事業所、登録喀痰吸引等事業所等を経由して当該需要等を把握する方法
  - ・ 地域の障害者団体を経由して把握する方法
- などが考えられます。

## 資料7

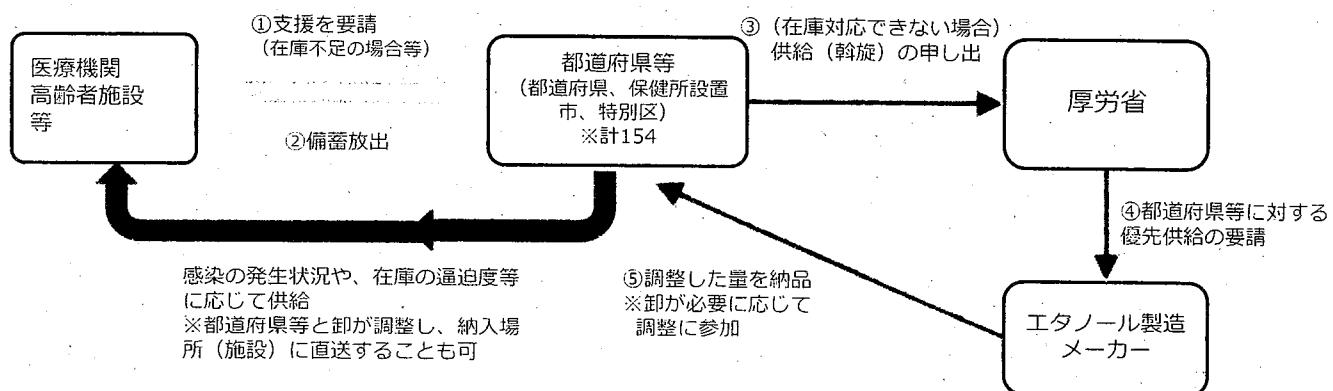
また、他部局で医療的ケアを必要とする障害者等を把握している場合もあることから、当該需要等の把握及び配布については、「医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等における手指消毒用エタノールの優先供給について」（令和2年3月13日付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか事務連絡）にあるとおり、在宅医療所管部局や難病対策所管部局等とも連携してご対応いただくようお願いします。

なお、優先供給スキームを活用した手指消毒用エタノールの調達に係る費用については、国からの補助を可能とするため、令和2年度補正予算の「障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援事業」において必要な予算を計上していることを申し添えます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
TEL: 03-5253-1111 (内線 3148)  
FAX: 03-3591-8914  
E-mail: [houreishougai@mh1w.go.jp](mailto:houreishougai@mh1w.go.jp)

### 手指消毒用エタノールの優先供給スキーム

別添1



### 鳥取県 在宅医療的ケア児等用 手指消毒液配布状況(R2)

日付	配布先	配布数 (のべ)	対象者内訳		
			呼吸器	気切	その他
3月	訪看(11箇所)	24	23	21	3
4月	訪看(15箇所)、相談支援事業所(1箇所)、医療機関(2箇所)	43	24	3	16
5月	医療機関(1箇所)、訪看(9箇所)、相談支援事業所(9箇所)、医ケアコーディネーター(4名)	75	34	11	30
6月	訪看(8箇所)、相談支援事業所(3箇所)、医ケアコーディネーター(2名)	51	30	3	19
合計		193	111	38	68

## 令和2年度 医療的ケア児者に関する県の事業一覧

資料8-①

(単位：千円)

分野	番号	事業名	概要	担当課	R2予算	財源			
						国	県	その他	
保健・福祉	1	在宅生活支援事業（医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業）	<p>障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。</p> <p>(1) 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 障害者支援施設等に入所している障がい児等に対し、一時帰宅中の障害福祉サービス利用経費を補助する。（県45%、市町村45%、本人10%）</p> <p>(2) 家庭外看護師派遣支援事業 日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合の看護師等派遣経費を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>(3) エアーマットレスレンタル助成事業 体位変換に常時介助をする在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレス料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>(4) 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。（県1/2、市町村1/2）</p> <p>(5) 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を補助する。（県1/2、市町村1/2）</p> <p>(6) 重度障がい児者地域移行推進事業 入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。（県1/2、市町村0~1/2、事業所0~1/2）</p> <p>(7) 入院時付添依頼助成事業 常時付き添いが求められる重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>(8) 家庭内排痰補助装置助成事業 常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者等に排痰補助装置のリース料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>(9) 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器の購入費等を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p>	子ども発達支援課	10,555	-	単県	-	-
	2	医療的ケア児等コーディネーター養成事業（医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業）	医療的ケア児等が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等の支援を総合的に調整する人材（医療的ケア児等コーディネーター）を養成する。（研修対象者：相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域でコーディネーターの役割を担う者）		1,528	1/2	1/2	-	
	3	医療的ケア児等と家族のためのレクリエーション事業（医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業）	日常生活において制約を受けることが多い医療的ケア児とその家族を対象に、新たな経験や家族の交流の場として、また日常的に子どもの介護に多くの時間を費やしている保護者の負担軽減を図り、併せて、医療的ケア児等に対する県民への理解啓発を図ることを目的に、療育キャンプを開催する、※一部クラウドファンディング型ふるさと納税を活用		1,962	-	462	1500	
	4	障がい児者事業所職員等研修事業	重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。		345	-	単県	-	
	5	重度障がい児者相談員設置事業（障がい児等地域療育支援・相談事業の細事業）	重度障がい児者とその保護者の悩みや思いに寄り添い、相談に応じ、適切な情報提供や豊富な経験に基づく助言等を行う相談員を配置する。（3名：各圏域1名ずつ）		360	-	単県	-	
	6	医療型ショートステイ総合支援事業	<p>医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。また、総合療育センター（以下「センター」という。）のショートステイ利用が近年増加傾向にあり、希望に沿った利用ができる状況にあることから、西部圏域における地域生活支援を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。</p> <p>(1) 【新】訪問型レスパイト支援モデル事業補助金（補助率：県10/10） 医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住するセンター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを行うことで、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】：訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額（2時間を超えた部分）から、自己負担530円を控除した額を補助する。（一人当たり年間のべ36時間を上限）</p> <p>(2) 【新】医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金（補助率：県10/10） 西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターでのショートステイ利用の促進を図ることにより、複数のショートステイ事業所の利用を確保し、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】：松江医療センターまでの交通費を補助する。 (送りと迎えの2往復分、自家用車利用：6千円/回、UDタクシー利用：18千円/回)</p> <p>(3) 【拡充】重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金（補助率：県9/10、10/10） 医療的ケアの必要な重度障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。（[拡充]補助対象事業者に介護老人保健施設を追加、ヘルパー付添いに係る単価の増額）</p>		18,494	-	単県	-	
	7	NICUからの地域移行支援事業	新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。		800	-	単県	-	
	8	医療的ケア児等に係る人材確保事業	重症心身障がい児及び医療的ケア児（以下「医療的ケア児等」という。）を支援する障害児通所支援事業所等の充実が求められる一方、県内事業所は支援に必要な看護師等の人材確保が難しい状況にあり、障がい福祉分野における人材確保が課題となっていることから、県内学生へのPR及び理解・啓発事業を展開することで、障がい福祉分野の人材確保を図る。		338	-	単県	-	
	9	医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業	日本財團と共同で推進してきた「難病の子どもと家族の地域生活支援の中核を担う施設（以下「拠点施設」という。）」が、平成31年4月に「博愛こども発達・在宅支援クリニック」が、令和2年4月に「ナーシングデイ こすもす（鳥取市）」がそれぞれオープンしたことから、それぞれの拠点施設において医療と福祉を組み合わせたサービスを提供するとともに、県が人材育成事業等を委託することで、医療的ケア児等及びその家族の地域生活を支えるための環境整備を図る。		5,190	一部 1/2	1/2 又は 単県	-	

分野	番号	事業名	概要	担当課	R2予算	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	10	重度障がい児者支援事業	<p>重症心身障がい児者等が地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <p>(1) 重度障がい児者日中支援事業（県1/2、市町村1/2） 生活介護事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。</p> <p>(2) 重度障がい児者短期入所利用支援事業（県1/2、市町村1/2） 短期入所事業所において、重症心身障がい児者の短期入所による支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。</p> <p>(3) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業 生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。</p>	障がい福祉課	153,151	—	単県	—
	11	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超える市町村に対し、支援を行う（補助率：サービス事業費から国庫負担基準額を除いた市町村負担額の3/4※の額（国1/2、県1/4、市町村負担1/4）※財政力指数に応じた減率あり）		19,196	2/3	1/3	—
	12	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）事業	特定の者（障がい者等）に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。		1,730	—	—	基金
	13	小児慢性特定疾病対策事業	慢性疾患により長期にわたり治療を必要とする児童等の健全な育成を図るため、県及び市町村が小児慢性特定疾病児童に対し、医療の給付及び日常生活用具の給付を行う。		94,741	1/2	1/2又は1/4	—
保健・福祉	14	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	<p>慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等（以下「慢性疾病児童等」という。）の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。</p> <p>(1) 慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業 慢性疾病児童等及びその家族に必要な支援、実施事業、事業等の効果について審議等を行う。</p> <p>(2) 相談支援事業・交流・研修事業（鳥取大学に委託） 慢性疾病児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患者（保護者）同士の交流、疾病に関する研修会等の実施。</p>	家庭支援課	3,634	1/2	1/2	—
	15	保育サービス多様化促進事業	<p>(1) 単県事業 各市町村が特別な支援が必要と認めた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費を助成する市町村に補助する。</p> <p>ア 障がい児保育 各市町村が特別な支援が必要と認めた子どもに対して、保育士等を配置する場合に助成</p> <p>イ 医療的ケア児保育 各市町村が医療的ケアが必要と認めた子どもに対して、看護師等を配置又は訪問看護の利用により看護師等を派遣する場合に助成</p> <p>ウ 乳児保育 特定教育・保育施設及び地域型保育事業所が、途中入所の乳児を担当する保育士を年度当初から配置する経費について助成（私立施設のみ）</p> <p>(2) 間接補助事業 医療的ケア児保育支援モデル事業（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4） 地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用、医療的ケア児の受け入れを行う保育園等に必要に応じて看護師の派遣に要する経費を補助し、保育所において医療的ケア児の受け入れができる体制整備を行う。</p>		89,407	1/2	1/4又は単県	—
	16	難病等医療費助成事業	指定難病（333疾患）患者に対して医療費の一部を公費負担するほか、特定疾患治療研究事業としてスモン等の患者に対して医療費の公費負担を実施する。	健康政策課	740,209	1/2	1/2又は単県	—
	17	難病患者療養支援事業	難病患者に対する受入病院の確保と共に、患者及びその家族等に対する相談支援や、難病医療等に係る医療人材育成、在宅療養支援を行う。		12,832	1/2	1/2	—
教育	18	難病相談・支援センター等設置委託	難病相談・支援センターを鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者・家族等からの相談を受け付けるとともに、研修会・サロンを開催し、患者団体に対する支援を行う。また、難病医療の提供体制の充実を図るために、鳥取県難病医療連絡協議会を鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者の療養先の確保、在宅患者の一時入院調整、在宅療養支援等を行う。		21,013	1/2	1/2	—
	20	特別支援教育充実費（医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実）	特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。 ・鳥取県公立学校における医療的ケア体制整備検討分科会の開催 ・特別支援学校医療的ケア担当者会議の開催 ・学校看護師の保険加入	特別支援教育課	396	—	単県	—
	21	特別支援教育における専門性向上事業（医療的ケア専門性向上事業）	医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るために、学校看護師や教職員に対し専門性を高める研修を行う。		429	一部1/3	単県	—
	22	特別支援学校教職員人件費	常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。	教育人材開発課	人件費	1/3	2/3	—

## 訪問看護ステーションが行う 医療的ケアを伴う見守り活動を支援します。

### 「訪問型レスパイト支援モデル事業補助金」のご案内



医療的ケアの必要な障がい児者（総合療育センターのショートステイを利用している県内在住の方）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを伴う見守り活動を行う場合に支援します。

#### 補助金概要

- 補助対象者：訪問看護ステーション
- 補助の内容：総合療育センターのショートステイ利用者に対し、訪問看護ステーションが訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額（2時間を超えた部分）から、自己負担額530円を控除した額を補助。※一人当たり年間のべ36時間を上限

## 松江医療センターの医療型ショートステイを 利用される方へ交通費を助成します。

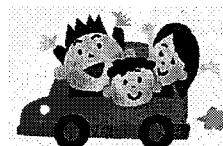
### 「医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金」のご案内

西部圏域周辺の医療機関である「国立病院機構松江医療センター」での医療型ショートステイ利用の促進を図ることにより、複数のショートステイ事業所の利用を確保でき、より安心した在宅生活を送っていただくことが可能になります。

#### 補助金概要

- 補助対象者：総合療育センターのショートステイ利用者のうち松江医療センターでのショートステイを利用することになった者。（県内在住者に限る）
- 補助の内容：松江医療センターまでの交通費を補助。  
(送りと迎えの2往復分)
  - ・自家用車 6千円／回
  - ・タクシー利用 18千円／回

※一人当たり年間のべ12回を上限



詳しくは、下記までお問合せください。

鳥取県立総合療育センター

（電話）0859-38-2155 （ファクシミリ）0859-38-2156